

少年鑑別所における収容鑑別対象少年の鑑別の流れ

家庭裁判所で観護の措置をとられた少年に対して行う鑑別（以下「収容鑑別」という。）の標準的な鑑別の流れを示したものが、下の図である。

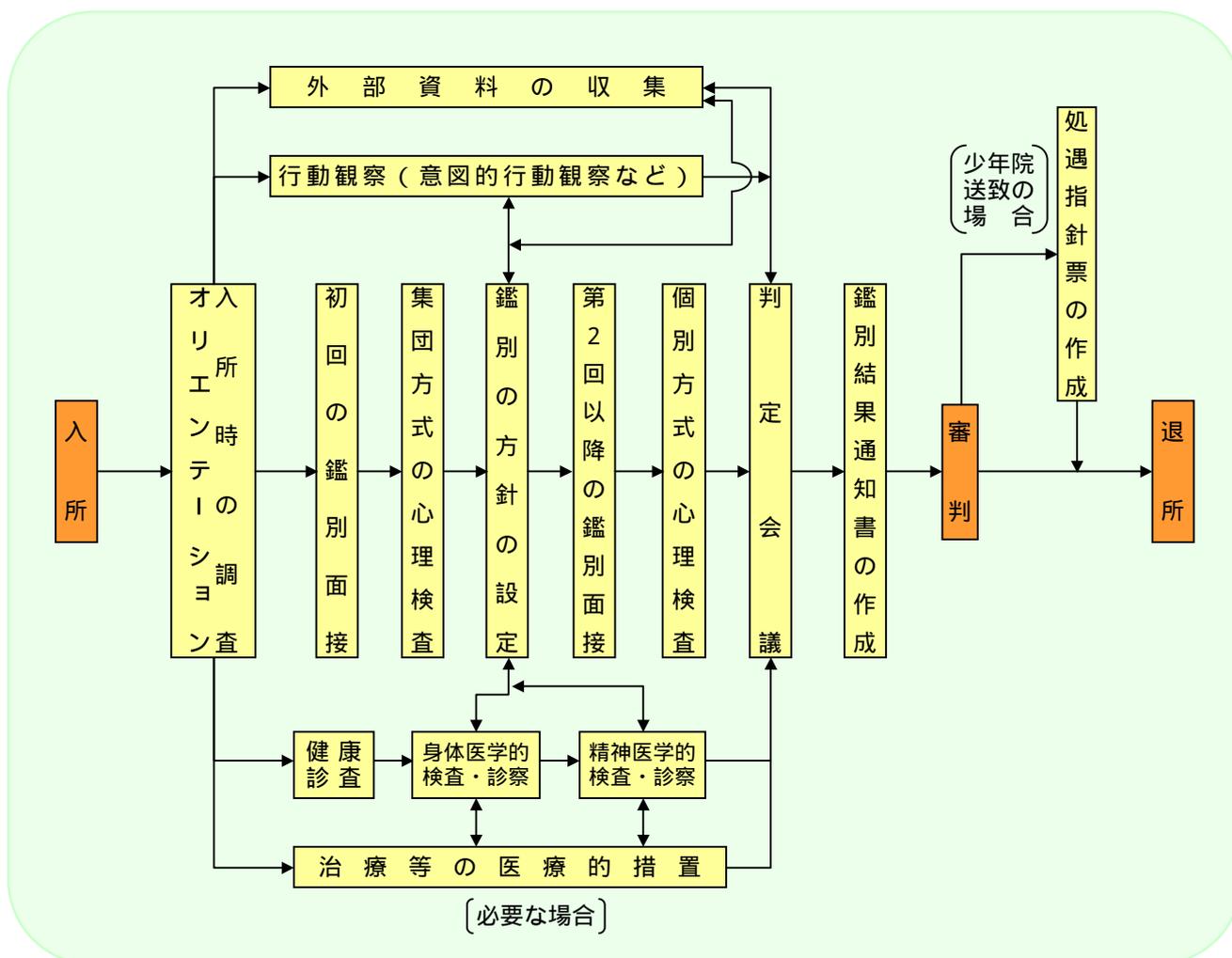
収容鑑別のための調査では、鑑別のための面接、身体状況の調査、心理検査、精神医学的検査・診察、行動観察及び関係機関、家族等外部からの資料の収集によって行われる。これらの調査の結果から得られた情報は、少年鑑別所長、鑑別担当者等で構成する判定会議において総合され、当該少年の資質の特質及びその問題点並びに少年が非行にかかわることとなった要因及び再非行の危険性の程度が明確にされる。そして、改善更生のために最も適切な処遇方針等が鑑別判定意見として決定され、審判の前には、鑑別結果通知書としてまとめられ、家庭裁判所に提出される。

鑑別の結果については、他の記録とともに少年簿に記載され、保護処分がなされた場合、少年院、保護観察所等へ送付される。少年院送致の決定があった場合には、少年院において個人別に作成される個別的処遇計画の参考に供するため、処遇指針票が作成され、少年の身柄とともに送付される。

「観護の措置」

審判を行う必要があるときに、家庭裁判所が下す少年の身柄を保全するための措置です。

家庭裁判所調査官の観護に付する場合と少年鑑別所に身柄を拘束する場合の2種類があり、後者については、身柄の保全とともに心身の鑑別も行うこととなっています。



【注】 本資料は、平成14年版「犯罪白書」から転載したものです。